

## 第1回壮瞥町新型コロナウイルス感染症対策本部会議 顛末要旨

と き 令和2年4月8日(水) 9:00-10:00

ところ 壮瞥町役場町長室

- 出席者 町長(本部長)、副町長、教育長(以上、副本部長)  
総務課長、企画財政課長、税務会計課長、住民福祉課長、産業振興課長、商工観光課長、  
建設課長、議会監査委員事務局長、農業委員会事務局長、生涯学習課長(以上、本部員)

### ■議事要旨

(1) 経過等(4/7現在) 感染者数、国、道等の動向を共有した(次第)。

(2) 壮瞥町新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項の規定に基づき、本日設置(資料1)。
- ・今後、必要に応じて消防等も組織構成に加える。

(3) 緊急事態宣言について 資料内容について共有(資料2-4)

(4) 緊急経済対策について 資料内容について共有(資料5)

(5) 今後の対応等について

- 総務対策班 ・国が示した経済対策を含めて、一度、各関係事務の所管を整理、確認し、  
今後は情報収集や住民対応など、各所管課が窓口となって対応する(総務課)。
- 住民対策班 ・本問題に起因する生活困窮者等を対象とした公営住宅家賃や上下水道料の  
支払い猶予等について、道から検討要請を受けている(建設課)。  
他の使用料等も含めて検討する。
- 経済環境対策班 ・雇用調整助成金を申請した事業者もいるが、手続きがかなり煩雑な模様。
- 教育対策班 ・学校再開にあたり、文科省通知を踏まえて細心の注意を払って対応している。  
・万一、児童生徒や学校関係者の中で感染者が発生した場合は、  
原則、休校としたうえで、再開に向けた諸準備を行うことを確認した。  
その際の保健所等との窓口は当本部とすることを基本的な考え方としたうえで、  
住民福祉課より、保健所に確認することとした。
- 本部長 ・次回以降の会議については次のとおり運営する
  - ア 開催は毎月曜朝の課長会議後とする
  - イ 会議資料は各課で用意し、前週までに総務課に提出(緊急時は当日配布も可)
  - ウ 会議録を作成し、WEB等で公開する
- ・その他、次の事項についても対応すること
  - ア 情報共有フォルダ(Sdrive)内容の確認励行、
  - イ 住民等の問い合わせ対応は必ず記録をとること(5W1H)
  - ウ 2月に配布した行動計画を改めて一読すること